

建築を計画されている皆さんへ  
あなたのまちの「景観」について考えてみましょう

# 美しいまち、 浜松市 を創造するために



# はじめに

## 景観とは、目に見える景色や風景と、そこから感じる心の動き

私たちの周囲には、四季折々の山の表情や夕陽に映える湖面などの自然の景色、にぎわいのある商店街の風景や緑豊かで落ち着いた雰囲気の住宅地の風景、お祭りやイベントなどの華やかで活気のある風景など、様々な景色や風景があります。

同じ景色や風景でも、ひとり一人の感じ方が異なる場合もあります。奇抜な色合いや突出した規模で目立つ施設などに対して、好ましいと感じたり、好ましくないと感じたりすることもあります。

景色や風景に対して「美しい」「好ましい」「印象的である」など心地よさを感じるとき、それは良好な景観です。

## 景観法の制定 ～良好な景観は 国民共通の資産～

景観は、それぞれの地域固有の魅力の一つであり、歴史や文化を感じさせるものです。

これまで、浜松市を含めたそれぞの自治体では「都市景観条例」などにより、独自に地域の景観形成に取り組んできました。しかし、景観の形成に向けた基本的な理念や条例による規制に関する法的な根拠がない、といった問題を抱えていました。

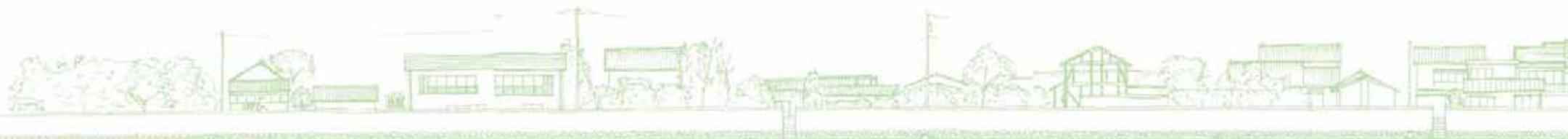
そうした中で、日本の国土の美しい保全の必要性から、「良好な景観は、国民共通の資産である」ことを明示した「景観法」が平成16年に制定され、自治体の取り組みを支える基本理念や各種制度が定められました。

## 浜松市の景観形成における現状と課題

浜松市は、周辺市町村の合併により広大な市域を有することから、気候・風土もさまざまであり、景観においてもいろいろな状況があります。豊かな自然を守ること、政令指定都市としてふさわしい風格ある都市景観を築くこと、また、それぞれの地域の拠点や住宅地において良好な景観を有する生活環境を築くことなど、新たな都市の魅力の創出が重要な課題となっています。

こうしたことから、本市では景観条例・景観形成基本計画・景観計画を策定し、共通の価値観をもって、市民・事業者・行政が協働して良好な景観形成を推進していくように考えています。

この景観形成基本計画の中で、市として重点的に取り組む施策の一つとして『大規模建築物などの景観誘導』を挙げ、周辺のまち並み景観に影響が大きい大規模建築物などに対して、適切な規制・誘導が必要であるとしました。



表紙および上のイラストは、(社)静岡県建築士会浜松支部メンバーにより1993年から5年間をかけて調査・制作された浜名湖岸立面図です。

## あなたは建物をどこにたてますか？

周辺の景観を見渡してみてください。

何が見えますか？道路を挟んで、向かいの建物の壁？屋根？その先にも建物が建ちならんでいますか。さらに遠くに目を移してみてください。山並みが見えますか。水辺が見えますか。

浜松市には多様な地域景観があります。

天竜美林をはじめとする森林、浜名湖・天竜川・遠州灘などの水辺、広大に広がる農地、身近な里山などの豊かな自然景観。

在来集落や開発団地などの住宅地、中高層建築物が建ちならぶJR浜松駅周辺や各地域の拠点にある商業地、大規模事業所や工場施設がならぶ工場地などの市街地景観。

それぞれの地域・まち並みごとに、守るべき景観、目指すべき景観があり、それに向けて配慮すべき事項もさまざまです。

まず、地域景観の特徴を意識し、考えることから始めてみましょう。



「地域景観の特徴」には、次のようなことがあります。

森林や水辺などの自然地においては…

- 緑の質感、緑の細かな陰影
- 自然地形の起伏や高さの連続性・リズム感
- 緑の空間の広がり・平坦性
- 湖などの水辺の水平線の広がり・水平性

住宅地や商業地などの市街地においては…

- 概ね同規模・同程度の高さ・同様の用途の施設のまとまり
- 概ね同規模・類似形態・同程度の開口部の施設が醸し出す陰影
- まち並みの連続性・リズム感

自然地・市街地の共通事項として…

- 色合いのまとまり、緑と施設の織りなす陰影

このパンフレットでご紹介する内容は、多様な地域景観での配慮、個別の計画での配慮や工夫のうちのごく一部です。

地域景観の特徴や魅力に大きな影響を及ぼす可能性のある、大規模建築物等を建築する際には、これらの事例を参考に、皆さんひとり一人がまちの景観づくりの主役として、計画を考えてみましょう。